

日本サポート「家賃債務保証」サービスご利用のお客様へ

下記事項をご覧ください、内容をご確認・ご了承の上、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

 日本サポート株式会社

1. 契約先の保証会社について

本保証委託契約書（以下「本契約」という）の賃借人様及び連帯保証人様が契約を締結する保証会社は以下となります。

保証会社：日本サポート株式会社

住所：本社/山梨県甲府市上石田1丁目3番18号

富士吉田支社/山梨県富士吉田市下吉田5丁目15番29号

問合せ先：富士吉田支社 TEL0555-28-7255

2. 保証の範囲および内容について

賃借人様の債務となる下記項目について、お客様が万一お支払いできない場合、当社が保証委託契約の範囲で賃貸人様もしくは管理会社にお支払いいたします。ただし、お支払いした債務については保証会社が一時的に立替払いを行います。最終的には本契約の賃借人様の債務としてお支払いいただくこととなります。

保証内容

保証項目	保証内容
月額賃料等（変動費含む）	家賃、共益費、管理費、駐車場、水道光熱費、消費税、その他毎月家賃とともに支払われる費用などの滞納分と他の保証項目の保証額を合わせて、月額賃料等の2ヵ月分相当額を限度として保証する。
明渡し不履行損害金	建物賃貸借契約解約申入れ日以降の賃料等、又は使用損害金として月額賃料等の2ヵ月分相当額を限度として保証する。
早期解約違約金	建物賃貸借契約が解除された場合に生じる早期解約違約金として月額賃料等の2ヵ月分相当額を限度として保証する。
残置物撤去、保管、処分費用	賃借人が失踪等により、物件内に残置した動産類を撤去・保管・処分する場合、その費用を月額賃料等の2ヵ月分相当額を限度として保証する。
原状回復費用	賃借人が退去時に負担する原状回復費用について、当該滞納時に直近する賃貸住宅紛争防止条例に基づき、保証会社が合理的と認める費用を月額賃料等の2ヵ月分相当額を限度として保証する。
法的手続き費用	賃貸物件明渡しまで費やした、法的手続き費用を保証する。ただし、他の保証額を合わせて月額賃料等の2ヵ月分相当額を限度として保証する。

3. 契約期間について

本契約における契約期間は、賃貸借契約開始から賃貸物件の明渡しまでとなります。

4. 保証委託料（保証料）について

家賃債務保証サービスご利用にあたり、保証料をお支払いいただきます。

5. 求償権の行使について

賃借人様が賃料等の未納などにより、建物賃貸借契約の金銭支払債務を当社が代位弁済した場合、発生後、賃貸人もしくは管理会社に代わり、当社が賃借人様にお支払いのご請求を行うこととなります。

（これを求償権の行使といいます）また求償権を行使するにあたり、訴訟及び法的な手続きが発生した場合の費用も賃借人様にご請求させていただきます。なお、代位弁済1回につき2,000円の代位弁済事務手数料、及びお支払いについて当社の定めた期日にお支払いいただけない場合は、遅延損害金として年14.6%の金額を加算してお支払いいただくこととなりますので、くれぐれもご注意ください。

保証料表

商品プラン	連帯保証人付プラン	緊急連絡人付プラン	学生	法人プラン
保証対象物件	住居用物件 (事業用物件は除く)	住居用物件 (事業用物件は除く)	住居用物件	住居用物件
基本保証料	月額賃料等の30%～ (最低保証料10,000円)	月額賃料等の50%～ (最低保証料20,000円)	学生特別割引 一律10,000円	月額賃料等の50%～ (最低保証料20,000円)

(月額保証料プラン)

月額保証料	一律 900円	一律 900円	一律 900円	一律 900円
更新保証料	無	無	無	無
保証限度額	月額賃料等の24ヵ月分 (共益費、駐車場代、変動費等含む)	月額賃料等の24ヵ月分 (共益費、駐車場代、変動費等含む)	月額賃料等の24ヵ月 (共益費、駐車場代、変動費等含む)	月額賃料等の24ヵ月 (共益費、駐車場代、変動費等含む)

(更新保証料プラン)

更新保証料	毎年定額払い 10,000円	毎年定額払い 10,000円	毎年定額払い 10,000円	毎年定額払い 10,000円
月額保証料	無	無	無	無
保証限度額	月額賃料等の24ヵ月分 (共益費、駐車場代、変動費等含む)	月額賃料等の24ヵ月分 (共益費、駐車場代、変動費等含む)	月額賃料等の24ヵ月 (共益費、駐車場代、変動費等含む)	月額賃料等の24ヵ月 (共益費、駐車場代、変動費等含む)

6. 事前求償権の行使について

- 保証会社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、保証債務の履行前であっても、賃借人様に対し事前に求償権を行使します。
 - 賃貸借契約又は、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。
 - 所在不明と判断した場合。
 - 破産、民事再生、差押、会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。
 - 業の廃止、解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。
 - 前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。
- 保証会社が、前項により賃借人様に対して事前求償権を行使する場合には、民法461条に基づく抗弁権を主張できません。但し、保証会社が事前求償権を行使する場合、賃借人様は賃貸人である物件オーナー様もしくはオーナー代理人様に弁済をすることが出来、その弁済がなされた場合は、これに対応する事前求償権は消滅します。

7. 申込書に記載されている内容を、今一度ご確認ください。

- 電話番号や地番などの数字は鮮明に記入して下さい。
- 申込書にはできるだけ空欄が無いようにご協力をお願いいたします。
- 申込書に空欄が多い場合には、確認の為お時間を頂く場合がございます。